

○松山市旅館業法施行細則

平成24年3月30日

規則第42号

改正 平成30年6月13日規則第33号

平成30年7月11日規則第45号

令和2年3月31日規則第27号

令和2年12月9日規則第66号

松山市旅館業法施行細則（平成12年規則第62号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び松山市旅館業法施行条例（平成24年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（許可申請）

第3条 法第3条第1項の許可を受けようとする者は、旅館業営業許可申請書（様式第1号）に、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第1条第2項に定めるもののほか、次の書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

- (1) 申請に係る旅館業の営業の施設（以下「営業施設」という。）が、法、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）及び省令並びに条例で定める基準に適合する旨を具体的に記載した書類
- (2) 許可を受けようとする者が設立の登記を必要とする法人の場合は、登記事項証明書
- (3) 申請に係る営業施設の周囲150メートル以内の見取図
- (4) 水道水以外の湯水を浴用に供する場合は、当該湯水が第11条第1号に規定する水質基準に適合していることを証する書類
- (5) 営業施設を新たに建築しようとする場合又は現に建築中である場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認済証の写し又はこれに代わる書類の写し
- (6) 前号に掲げる場合以外の場合は、次の書類

ア 建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定による検査済証の写し  
又はこれに代わる書類の写し

イ 消防法（昭和23年法律第186号）及びこれに基づく命令等の規定に適合することを証する書類の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、保健所長が必要と認める書類

(完成の届出)

第4条 前条の規定による申請をした者は、当該申請に係る営業施設が新たに建築しようとするものである場合又は現に建築中のものである場合において、前条第6号に規定する書類の交付を受けたときは、旅館業営業施設完成届出書（様式第2号）に当該書類の写しを添えて、速やかに保健所長に提出しなければならない。

(許可証)

第5条 条例第7条第1項の許可を証する書面（以下「許可証」という。）は、様式第3号のとおりとする。

2 営業者は、許可証を汚損し、又は紛失したときは、旅館業営業許可証（汚損・紛失）届出書（様式第4号）を、速やかに保健所長に提出しなければならない。この場合において、その届出が許可証の汚損に係るものであるときは、当該許可証を添付するものとする。

3 保健所長は、前項の規定による届出を受けたときは、営業者に許可証を再交付するものとする。

4 営業者は、許可証を紛失したものとして前項の規定による再交付を受けた後、紛失した許可証を発見したときは、当該許可証を直ちに保健所長に返納しなければならない。

(承継承認申請)

第6条 法第3条の2第1項の承認を受けようとする者は、合併又は分割による旅館業営業承継承認申請書（様式第5号）に、省令第2条第2項に定めるもののほか、次の書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(1) 営業施設の周囲150メートル以内の見取図

(2) 許可証

2 法第3条の3第1項の承認を受けようとする者は、相続による旅館業営業承継承認申請書（様式第6号）に、省令第3条第2項に定めるもののほか、次の書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(1) 営業施設の周囲150メートル以内の見取図

(2) 許可証

(承認書等)

第7条 保健所長は、法第3条の2第1項の承認をしたときは合併又は分割による旅館業営業承継承認書（様式第7号）により、法第3条の3第1項の承認をしたときは相続による旅館業営業承継承認書（様式第8号）により、それぞれ承認の申請をした者に通知する。

2 保健所長は、法第3条の2第2項又は第3条の3第3項の規定により準用する法第3条第2項又は第3項の規定により、承継の承認をしないときは、その旨を記載した書面により、当該承認の申請をした者に通知する。

(変更等の届出)

第8条 営業者は、省令第4条の規定による変更の届出をしようとするときは、旅館業営業（許可・承継承認）申請書記載事項変更届出書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(1) 法人である営業者がその名称、事務所所在地、代表者の氏名又は定款若しくは寄附行為を変更したときは、変更に係る登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し

(2) 構造設備を変更したときは、変更の状況を示す図面

(3) 営業施設の名称又は営業者の氏名若しくは法人の名称若しくは代表者の氏名を変更したときは、許可証

2 営業者は、省令第4条の規定による営業の全部又は一部の停止の届出をしようとするときは、旅館業営業停止届出書（様式第10号）を保健所長に提出しなければならない。この場合において、その届出が営業の一部の停止に係るものであるときは、その停止した施設の状況を示す図面を添付するものとする。

3 営業者は、前項の規定による届出をした後、その営業を再開したときは、旅館業営業再開届出書（様式第11号）を、速やかに保健所長に提出しなければならない。この場合において、営業の一部を再開したときは、その再開した施設の状況を示す図面を添付するものとする。

4 営業者は、省令第4条の規定による営業の全部の廃止の届出をしようとするときは、旅館業営業廃止届出書（様式第12号）に許可証を添えて、保健所長に提出しなければならない。

5 営業者は、省令第4条の規定による営業の一部の廃止の届出をしようとするときは、旅館業営業一部廃止届出書(様式第13号)に廃止した施設の状況を示す図面を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(代理人に関する届出)

第9条 営業者は、自ら営業施設を管理することができないときは、代理人を定め、その住所、氏名及び生年月日を記入した書面を保健所長に届け出なければならない。当該代理人を変更したときも、同様とする。

(宿泊者名簿)

第10条 省令第4条の2第3項第2号の市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。ただし、宿泊者が団体の場合は、引率者又は代表者についての必要事項及びそれ以外の者の人数を記載すれば足りるものとする。

- (1) 年齢
- (2) 到着月日時及び出発月日時
- (3) 前夜宿泊地名
- (4) 行先地名(下宿人の場合を除く。)
- (5) 室番号
- (6) 下宿人の場合は、勤務先又は通学校名

(水質基準)

第11条 条例第5条第2号イの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

- (1) 水道水以外の湯水を使用した原水は、次の表左欄に掲げる事項ごとに同表右欄に掲げる方法により行う検査において、同表中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、当該原水の性質により同表1の項から4の項までに掲げる基準に適合させることができない場合であって、かつ、公衆衛生上支障を来さないと市長が認めるときは、これらの基準によらないことができる。

1 色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2 濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法

3 水素イオン濃度指数 (pH値)	5.8以上8.6以下である こと。	ガラス電極法
4 有機物（全有機炭素 の量又は過マンガン 酸カリウム消費量）	全有機炭素の量にあっ ては1リットルにつき3 ミリグラム以下，過マ ンガン酸カリウム消費 量にあっては1リット ルにつき10ミリグラム 以下であること。	全有機炭素の量を測定する 場合にあっては全有機炭素 計測定法，過マンガン酸カ リウム消費量を測定する場 合にあっては滴定法
5 大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6 レジオネラ属菌	100ミリリットルにつ き10CFU未満であるこ と。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃 縮法

#### 備考

- 1 この表4の項に掲げる事項を測定する場合において，塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の測定結果を適用することが不適切と考えられるときは，過マンガン酸カリウム消費量を測定するものとする。
  - 2 この表5の項中欄中「検出されないこと」とは，同項右欄に掲げる方法により測定した場合において，その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- (2) 浴槽水は，次の表左欄に掲げる事項ごとに同表右欄に掲げる方法により行う検査において，同表中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし，当該浴槽水に用いる湯水の性質により同表1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であって，かつ，公衆衛生上支障を来さないと市長が認めるときは，これらの基準によらないことができる。

1 濁度	5度以下であること。	比濁法，透過光測定法，積分球式光電光度法，散乱光測定法又は透過散乱法
2 有機物（全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素の量にあっては1リットルにつき8ミリグラム以下，過マンガン酸カリウム消費量にあっては1リットルにつき25ミリグラム以下であること。	全有機炭素の量を測定する場合にあっては全有機炭素計測定法，過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあっては滴定法
3 大腸菌群	1ミリリットルにつき1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する検定方法（試料は，希釈しないこと。）
4 レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

備考 この表2の項に掲げる事項を測定する場合において，塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の測定結果を適用することが不適切と考えられるときは，過マンガン酸カリウム消費量を測定するものとする。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、改正前の松山市旅館業法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定によりなされた申請その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際、旧規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成30年6月13日規則第33号）

(施行期日)

1 この規則は、平成30年6月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第6号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成30年7月11日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年3月31日規則第27号）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

付 則（令和2年12月9日規則第66号）

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。